

「特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令(案)」 に対するパブリックコメントにおいて寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

平成20年10月24日(金)より平成20年11月18日(火)にかけて、「特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令(案)」に関するパブリックコメントを実施しましたところ、以下のとおり御意見が寄せられましたので、御意見の概要及びそれに対する考え方をお知らせします。

1. 募集要領
 - (1) 意見募集期間:平成20年10月24日(金)から平成20年11月18日(火)まで
 - (2) 実施方法:電子政府の総合窓口(e-gov)
 - (3) 意見提出方法:電子メール、FAX、郵送

2. 提出された意見数
 - 意見提出者数 2名
 - 意見総数 10件

3. 寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方
 - 下記のとおり

(1)特定家庭用機器の追加(令第1条関連)

主要な意見の概要	意見に対する考え方
<p>今回、テレビの区分に、従来のブラウン管式に液晶式とプラズマ式が追加されることになった。最近の市場でのテレビの販売動向を勘案すると適当と考えられ、更に液晶式では、「電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。」とされた。上記の除外規定は、安価で小型の携帯式のテレビや複合商品が、本来の家電リサイクル法の仕組みの主旨にあてはまらないことから、適当と考える。</p>	<p>政令第1条の内容に賛同する御意見として承ります。</p>
<p>洗濯機の区分に今回から衣類乾燥機が加わることになったが、この対象機器は、一般に洗濯機の上部や横に設置する回転ドラム式の電気又はガスの衣類乾燥機を想定していると考えられる。しかし、「衣類乾燥機」といわれる商品は市場に多くのタイプが存在しており、以下のような商品も「衣類乾燥機」として販売されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 筒状の袋を吊り下げて中に衣類をハンガーなどで掛けて、下から温風を吹き付ける安価な衣類乾燥機。また、布団乾燥機や靴乾燥機との複合商品 浴室衣類乾燥機で、浴室の天井の換気口部分に予め取り付け、温風や換気をして、浴室内に干した衣類の乾燥を行うもの 実態としては除湿機であるが、室内干した衣類の乾燥用に「除湿衣類乾燥機」と称している商品 <p>これらは、安価で持ち帰り商品であったり、浴室ユニットに組み込まれているものであったり、主たる機能が部屋の除湿で持ち帰り商品ということで、家電リサイクル法の仕組みの主旨からはずれている。また、洗濯機の区分に入れ込むことには無理がある。</p> <p>※除湿機を売ると洗濯機の引取義務が生じると言う、誠におかしなことになる。</p> <p>上記内容から、液晶テレビと同様に「衣類乾燥機」についても、本政令が想定しているタイプに限定する文言が必要と考えられ、具体的には、「衣類乾燥機(回転ドラム式に限る。）」とすべき。</p>	<p>ご指摘のような製品は、衣類乾燥機能も有する「ふとん乾燥機」や「換気扇」、「除湿器」等と整理され、そもそも家電リサイクル法の対象品目として想定する「衣類乾燥機」には該当しないものと整理されることから、原案のとおりとさせていただきます。なお、実際の運用に当たっては、新たに追加される品目について混乱を招くことのないよう、周知を図ってまいります。</p>

(2)電気洗濯機からの特定物質等の回収・破壊義務の追加(令第2条関連)

ご意見はありませんでした。

(3)再商品化等基準の見直し等(令第3条関連)

主要な意見の概要	意見に対する考え方
<p>現状の実績から見て概ね適当と考えられるが、昨今の再生資源価格の急激な低下により、再商品化率が将来に渡って確保できるのか、また、ブラウン管のガラスの販売先が急激に細ってゆく中で、現状の率確保が困難になることが懸念される。この対応策を主務官庁が早急に構築すべき。</p>	<p>今般の引上げ水準については、金属類の回収率向上やプラスチックの再商品化等の進展等を踏まえ、現行の技術水準もかんがみ妥当なものを再商品化等基準として設定しています。 なお、ブラウン管テレビの基準については、ブラウン管ガラスカレットの需要が減少傾向にあること等を踏まえて現状維持としていますが、将来的に再商品化が困難となるような事態を想定し、業界をまたぎ関係者一同の関与の下で、対策を進める必要があると考えます。</p>
<p>見えないフローや不適正処理撲滅のための施策として、家電リサイクル法で定める率と同等の内容で、廃棄物処理法の「環境大臣の定める方法」の改正が行われるはずであるが、主務官庁の定期的な立ち入り検査や報告義務などより実効性の高いものとする必要がある。</p>	<p>今回の特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正に伴い、今後廃棄物処理法における告示の改正を予定しております。 また、不適正処理への対応については、引き続き廃棄物処理法等を厳正に運用してまいります。</p>
<p>今回、中古品には小売業者に記帳義務などが課される方向で検討中であるが、見えないフローの「本丸」である、買い子、古物商、中古品輸出業者、廃棄物処理業者等への管理・規制強化が抜けているのは問題。</p>	<p>政令案の内容とは直接関係がないと考えられますが、頂いたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、資源回収業者等が廃棄物処理法に違反した場合は、引き続き自治体が厳正に対処すべきと考えます。</p>

その他

主要な意見の概要	意見に対する考え方
<p>主務官庁より、小売業者、自治体、追加品目の新たな製造業者等への周知活動を急ぐ必要がある。特に新たな製造業者等への説明会が至急必要。</p>	<p>政令案の円滑な施行に向けて、説明会を開催するなど関係者への周知を図ってまいります。</p>
<p>追加品目での小売業者や自治体の収集済廃棄物の経過措置を、早めに公布すべき。</p>	<p>ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、関係者におかれては、円滑な施行に向けて必要な準備を進めていただくことが必要と考えます。</p>
<p>小売店に引取義務のないものについても適正・確実に製造業者等に引き渡されるしくみづくりが必要である。</p>	<p>平成20年2月の「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討について」の報告書にあるとおり、小売業者に引取義務がない義務外品の回収体制が構築されていない場合は、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、小売業者や廃棄物収集運搬許可業者ら地域の関係者と一体となり、地域の実情に応じた回収体制の整備や周知徹底をすることが必要としています。</p>
<p>不適切な海外流出等(いわゆる「見えないフロー」)の防止策が必要である。</p>	<p>平成20年2月の「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討について」の報告書にあるとおり、排出家電のフローの状況については引き続き情報の把握に努めてまいります。 廃棄物等の不適正な輸出については、廃棄物処理法及びパーゼル法に基づき、引き続き厳正に対処いたします。また、厳格な運用のため、使用済みブラウン管テレビの中古利用に係る輸出時の判断基準についても検討を始めています。</p>
<p>いわゆる「買い子」の法的位置づけの明確化が必要である。あたかも使用済み特定家庭用機器を「もつぱら物(くず鉄・故銅、古紙、空き瓶、繊維屑)」の如く扱っているようであるが、「電気機械器具」を含む「自動車等破砕物」が安定5品目(廃プラ、ゴム屑、金属屑、ガラス屑、コンクリート屑)から除外されていることから、「もつぱら物」とは解されるものではないと考える。</p>	<p>回収業者等が廃棄物処理法に違反した場合は、引き続き自治体が厳正に対処すべきと考えています。</p>